

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したもの
です。

原文と翻訳とで解釈に相違が生じた場合は、原文が優先されます。原文は[こちら](#)からご覧ください。



iGAAP in Focus

財務報告

IASB、新たなまたは最近修正された IFRS 会計基準の開示要求を削減する IFRS 第 19 号の修正を公表

本 iGAAP in Focus は、2025 年 8 月 21 日に国際会計基準審議会（IASB）から公表された「IFRS 第 19 号『公的説明責任のない子会社：開示』の修正」を解説する。

目次

背景

本修正

発効日

追加情報

詳細は、下記 Web サイト参考

照

[Deloitte IAS Plus](#)

[デロイトトーマツの Web サイト](#)

[IFRS 基準別の解説](#)

- IASB は、新たなまたは最近修正された IFRS 会計基準の開示要求の削減を提供する IFRS 第 19 号の修正を公表した。
- IASB は、以下の開示要求を修正した。
 - IASB は、サプライヤー・ファイナンス契約、交換可能性の欠如、第 2 の柱モデルルール、金融商品の分類及び測定、および特約条項付の非流動負債に関する開示目的を削除した。
 - サプライヤー・ファイナンス契約に関する開示要求を削減した。
 - 開示要求ではなくガイダンスを示している文書を削除した。
 - 経営者が定義した業績指標を使用する企業について、当該指標に関する開示要求を、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」への相互参照に置き換えた。

本修正は、IFRS 第 19 号と同じ発効日である。すなわち、2027 年 1 月 1 日以後開始事業年度である。早期適用は認められる。

背景

2024 年 5 月、IASB は IFRS 第 19 号を公表した。IFRS 第 19 号の適用を選択した、要件を満たす子会社は、開示要求を除き他の IFRS 会計基準の要求事項を適用し、代わりに IFRS 第 19 号の開示要求を適用する。

IFRS 第 19 号の開示要求は、他の IFRS 会計基準に由来する。IFRS 第 19 号には、2021 年 2 月 28 日より前に公表された IFRS 会計基準の開示要求の削減が含まれている。2021 年 2 月 28 日から 2024 年 5 月 1 日の間に公表された新たなまたは修正された IFRS 会計基準の開示要求は、IASB がこれらの要求事項の削減について協議しなかったため、IFRS 第 19 号に削減されることなく含まれている。

IASB は、公開草案（ED）「IFRS 第 19 号『公的説明責任のない子会社：開示』の修正」において当該要求事項の削減について協議し、IFRS 第 19 号の開示要求をこれらの新たな基準または修正基準から更新し、IFRS 第 19 号が、削減された開示要求を開発するための IASB の原則を反映した開示要求のみを含むようにすることを決定した。

見解

IFRS 第 19 号は、他の IFRS 会計基準の新たなまたは修正された開示要求と常に最新の状態を維持し、一貫性を確保するために、必要に応じて引き続き修正される。IASB は、新たな基準を開発するまたは基準の修正を行う際には、開示要求の削減に関する原則を適用し、要件を満たす子会社のコストと便益を評価する。その後、IASB は、開示要求の削減に関するフィードバックを得て、それらを IFRS 第 19 号の結果的修正として公表し、これは新たな基準または修正の付録に含まれる。

修正

サプライヤー・ファイナンス契約

IASB は、サプライヤー・ファイナンス契約に関する IFRS 第 19 号の開示要求を、一部の修正を加えつつも維持することを決定した。IASB は、IFRS 第 19 号に開示目的を含めないという決定と整合的に、IFRS 第 19 号にこれまで含まれていた開示目的を削除した。また、削除されている開示目的への IFRS 第 19 号における参照も削除し、開示する金融負債とサプライヤー・ファイナンス契約の一部ではない同等の営業債務の両方について支払期日の範囲を開示する要求事項を削除した。

交換可能性の欠如

IASB は、2023 年 8 月に公表された交換可能性の欠如に関する修正に関する IFRS 第 19 号の開示要求を維持することを決定した。IASB は、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」を修正し、企業に対して以下についての一貫したアプローチを適用することを要求した。

- 通貨が他の通貨に交換可能かどうかを評価する。
- 通貨が交換可能でない場合に、使用する為替レートおよび提供する開示を決定する。

唯一の変更は、IFRS 第 19 号から、当該修正によって導入された開示目的、および当該目的を充足するために必要な詳細な金額への参照を削除することである。

国際税務改革—第 2 の柱モデルルール

IASB は、以下を導入した IAS 第 12 号「法人所得税」の修正に関連する IFRS 第 19 号の開示要求を維持することを決定した。

- 第 2 の柱の法人所得税に関連する繰延税金資産および負債に関する情報を認識し開示する要求事項の一時的な例外
- 影響を受ける企業に対する的を絞った開示要求

唯一の変更は、IFRS 第 19 号から、当該修正によって導入された開示目的および当該目的への参照を削除することである。代わりに、IASB は開示要求に開示目的の文言の一部を追加した。

金融商品の分類および測定

2024 年 5 月、IASB は、「金融商品の分類及び測定の修正」（2024 年 5 月に公表された IFRS 第 9 号「金融商品」への変更）からの結果的修正として、IFRS 第 19 号に開示要求を追加した。当該要求事項は、基本的な融資のリスクやコスト（貨幣の時間価値または信用リスクなど）に直接関連しない偶発的な事象の結果として、契約上のキャッシュ・フローの金額を変更する可能性のある契約条件の影響に関連している。

IASB は、どの程度の詳細を開示すべきか、集約または分解の適切なレベル、および財務諸表利用者が開示された定量的情報を評価するために追加の説明を必要とするかどうかを企業が検討する要求事項を削除した。IASB は、偶発的事象に基づいてキャッシュ・フローが変化する金融商品の例も削除した。

財務諸表における表示および開示

IASB は、IFRS 第 18 号に関連する IFRS 第 19 号の開示要求の大部分を維持することを決定した。唯一の大幅な変更は、IFRS 第 19 号から、経営者が定義した業績指標（MPM）に関する要求事項を削除することである。代わりに、IFRS 第 18 号で定義されている MPM を使用する、要件を満たす子会社は、IFRS 第 18 号の関連する（完全な）開示要求を適用することが要求される。

IASB はまた、特約条項付非流動負債に関する IFRS 第 19 号の開示目的を削除することも決定した。

見解

ED では、IASB は利害関係者に対し、今後の新たな基準「規制資産及び規制負債」によって導入される開示要求を削減しないことに同意するかどうかを質問した。回答者は、第一に、要件を満たす企業は、新たな基準で要求されるすべての開示を提供することが要求されるべきであることに同意した。IASB は、新たな基準が公表された後、別の公開草案を通じて開示要求の削減について協議しなければならない。このフィードバックに沿って、IASB は、現時点で規制資産および規制負債の開示要求の削減を行わないことを決定した。

発効日

本修正は、IFRS 第 19 号と同じ発効日である 2027 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効する。早期適用は認められる。

追加情報

本修正についてご質問がある場合は、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [sustainability reporting](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここをクリック](#)してください。

Deloitte. トーマツ。

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツコンサルティング合同会社、デロイト トーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、プロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しますが拘束されることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーやそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、カラフルンブル、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500 の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をババス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・默示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301